

『農業経済研究』 審査規程

(目的)

第1条

『農業経済研究』(以下「和文誌」という)へ原稿の掲載可否を判定するために和文誌審査規程(以下「審査規程」という)を設ける。和文誌への掲載の可否は和文誌編集委員会が判定する。

(審査対象)

第2条

審査の対象は、投稿原稿(論文、報告論文、研究動向、談話室)、大会報告、依頼原稿(書評等)とする。大会報告は、シンポジウム、ミニシンポジウム、共催シンポジウムの報告論文、及び記念講演を審査対象とする。

(審査の種類)

第3条

投稿原稿のうち、論文、報告論文、研究動向について、和文誌編集委員会は和文誌への掲載可否の判定資料として、和文誌編集委員会が適切と認める専門家2名に査読を依頼する。なお、『農業経済研究』投稿規程』『農業経済研究』投稿細則に定める内容から逸脱していると判断される原稿は、審査に回さないことがある。

2. 大会報告については、和文誌編集委員が査読を行う。
3. 談話室及び依頼原稿については、適宜、和文誌編集委員会が審査方法を決定する。談話室については、原稿の内容が談話室として相応しいかどうか、和文誌編集委員会が判断する。投稿原稿に含まれる原稿であっても、和文誌編集委員会が執筆を依頼する場合がある。

(論文の審査)

第4条

和文誌編集委員会は投稿者と査読者の匿名性を守る。査読者の査読期間は原則として1か月以内とする。初回の査読で期限を超過した場合、和文誌編集委員会は当該査読者と協議の上、依頼を取り消し、新規の査読者を選定する場合がある。また、2名の査読者による判定が分かれた場合等、新規に1名の査読者を追加することができる。その場合、追加した査読者に対して、それまでの査読結果は通知しないこととする。

2. 査読者は第8項に示す審査項目にしたがって、査読を実施する。審査項目における各項目の評価は、高い方から順に、3、2、1の3段階とする。査読者は各審査項目に3～1の評点を付けるとともに、そのように評価した理由を具体的に記述する。

3. 査読者の判定、ならびに査読者の判定を参照した和文誌編集委員会の判定は、以下の4段階とする。判定に当たり、査読者及び和文誌編集委員会は、A～Dの判定結果とともに、総合評価として判定の理由やコメントを具体的に記述する。

- A. 修正なしで受理
- B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）
- C. 大幅な修正後に再査読
- D. 掲載不可

査読者及び和文誌編集委員会の総合評価

4. 原稿が「A. 修正なしで受理」の判定を受けるためには、第8項に定める審査項目のすべてが「3」でなければならない。
5. 原稿が「B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）」、または「C. 大幅な修正後に再査読」の判定を受けるためには、第8項に示す審査項目のうち、「1）審査継続のための条件」に該当する項目のすべてが「2」以上でなければならない。和文誌編集委員会は、判定結果、査読者の総合評価、和文誌編集委員会の総合評価を記載した審査結果報告書を作成し、投稿者に通知して原稿の修正を求める。
6. 原稿が「B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）」、または「C. 大幅な修正後に再査読」の判定を受けた場合、投稿者は和文誌編集委員会が作成した審査結果報告書に基づいて修正した原稿と修正対応表を和文誌編集部（以下「編集部」という）に提出し、和文誌編集委員会に再査読を求めることができる。修正原稿と修正対応表の提出期限は、審査結果報告書の発行日から起算して1か月を原則とする。また、再査読を求めず投稿を取り下げる場合は、書面（電子メールでも可）でその旨を編集部に通知しなければならない。通知期限は、審査結果報告書の発行日から起算して1か月とする。
7. 再査読において、査読者は修正原稿が指摘事項に対応できているか否かを判断する。ただし、修正内容との関係で、既存の記述部分に新たな問題点が生じた場合は、その部分に限って再査読の際に指摘事項を追加することができる。また、再査読の判定では、原則として「C. 大幅な修正後に再査読」を選択することはできない。ただし、上記の理由で再査読の際に指摘事項が追加され、再度の修正によって「A. 修正なしで受理」、または「B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）」となる可能性が十分に高いと査読者が判断する場合は、例外的に「C. 大幅な修正後に再査読」判定を認めることがある。

8. 審査項目

1）審査継続のための条件

- （1）研究課題の背景、社会的ならびに学術的意義、研究の必要性が明確に記述されているか

判定： 3 2 1

判定理由：

- （2）先行研究を適切にレビューした上で、研究課題に独創性が認められるか

判定：3 2 1

判定理由：

- (3) 論文の構成（研究課題、分析方法、分析結果）に飛躍がなく、論理の展開が一貫しているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (4) 理論や分析方法及びデータが適切に選択され、その学術的根拠と内容全般を説得的に記述しているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (5) 分析の仮定や限界が研究の価値を損なっていないか。また、その点について必要な説明が明示されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (6) 分析方法、分析結果の双方、またはいずれかに新規性や独創性が認められるか

判定：3 2 1

判定理由：

- (7) 分析内容は新規の事例紹介などに留まらず、分析結果が社会科学として一般性を有しており、得られた知見に対する社会的かつ学術的貢献が十分に示されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (8) 内容の理解に必要な用語が適切に説明されるとともに、図表が適切に配置されているか

判定：3 2 1

判定理由：

2) 受理のための条件

- (9) 論文のタイトル、ならびに節や項の見出しは適切か

判定：3 2 1

判定理由：

- (10) 要旨には内容が忠実に要約されており、キーワードは適切に選定されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (11) 全体が投稿細則に即して記述されているか

判定：3 2 1

判定理由：

(研究動向の審査)

第5条

和文誌編集委員会は投稿者と査読者の匿名性を守る。査読者の査読期間は原則として1か月以内とする。初回の査読で期限を超過した場合、和文誌編集委員会は当該査読者と協議の上、依頼を取り消し、新規の査読者を選定する場合がある。また、2名の査読者による判定が分かれた場合等、新規に1名の査読者を追加することができる。その場合、追加した査読者に対して、それまでの査読結果は通知しないこととする。

2. 査読者は第8項に示す審査項目にしたがって、査読を実施する。審査項目における各項目の評価は、高い方から順に、3、2、1の3段階とする。査読者は各審査項目に3～1の評点を付けるとともに、そのように評価した理由を具体的に記述する。
3. 査読者の判定、ならびに査読者の判定を参照した和文誌編集委員会の判定は、以下の4段階とする。判定に当たり、査読者及び和文誌編集委員会は、A～Dの判定結果とともに、総合評価として判定の理由やコメントを具体的に記述する。
 - A. 修正なしで受理
 - B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）
 - C. 大幅な修正後に再査読
 - D. 掲載不可

査読者及び和文誌編集委員会の総合評価

4. 原稿が「A. 修正なしで受理」の判定を受けるためには、第8項に定める審査項目のすべてが「3」でなければならない。
5. 原稿が「B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）」、または「C. 大幅な修正後に再査読」の判定を受けるためには、第8項に示す審査項目のうち、「1）審査継続のための条件」に該当する項目のすべてが「2」以上でなければならない。和文誌編集委員会は、判定結果、査読者の総合評価、和文誌編集委員会の総合評価を記載した審査結果報告書を作成し、投稿者に通知して原稿の修正を求める。
6. 原稿が「B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）」、または「C. 大幅な修正後に再査読」の判定を受けた場合、投稿者は和文誌編集委員会が作成した審査結果報告書に基づいて修正した原稿と修正対応表を編集部に提出し、和文誌編集委員会に再査読を求めることができる。修正原稿と修正対応表の提出期限は、審査結果報告書の発行日から起算して1か月を原則とする。また、再査読を求めず投稿を取り下げる場合は、書面（電子メールでも可）でその旨を編集部に通知しなければならない。通知期限は、審査結果報告書の発行日から起算して1か月とする。
7. 再査読において、査読者は修正原稿が指摘事項に対応できているか否かを判断する。ただし、修正内容との関係で、既存の記述部分に新たな問題点が生じた場合は、その部分に限って再査読の際に指摘事項を追加することができる。また、再査読の判定では、原則として「C. 大幅な修正後に再査読」を選択することはできない。ただし、上記の理

由で再査読の際に指摘事項が追加され、再度の修正によって「A. 修正なしで受理」、または「B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）」となる可能性が十分に高いと査読者が判断する場合は、例外的に「C. 大幅な修正後に再査読」判定を認めることがある。

8. 審査項目

1) 審査継続のための条件

- (1) 研究動向をレビューする背景、学術的ならびに社会的意義や必要性が明確に記述されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (2) 研究動向をレビューするための目的が明示され、その目的に新規性が認められるか

判定：3 2 1

判定理由：

- (3) 必要かつ十分な先行研究を適切に評価した上で、単なる整理・分類に留まらず、目的に関わる論点が明確に整理されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (4) 研究動向をレビューする目的、論点の導出、動向の分析、結論に至る論文の構成に飛躍がなく、論理の展開が一貫しているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (5) 研究の動向と到達点、残された課題、今後の方向性と展望等について説得的に記述されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (6) 得られた知見に対する学術的または社会的貢献が十分に示されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (7) 内容の理解に必要な用語が適切に説明されるとともに、図表が適切に配置されているか

判定：3 2 1

判定理由：

2) 受理のための条件

- (8) 論文のタイトル、ならびに節や項の見出しは適切か

判定：3 2 1

判定理由：

- (9) 要旨には内容が忠実に要約されており、キーワードは適切に選定されているか

判定：3 2 1

判定理由：

(10) 全体が投稿細則に即して記述されているか

判定：3 2 1

判定理由：

(報告論文の審査)

第6条

和文誌編集委員会は査読者の匿名性を守る。また、査読者には投稿者の氏名や所属を通知しない。査読者の査読期間は原則として1か月以内とする。初回の査読で期限を超過した場合、和文誌編集委員会は当該査読者と協議の上、依頼を取り消す場合がある。

2. 査読者は、報告論文の紙幅制約を考慮しながら、第8項に定める審査項目にしたがって査読を実施する。審査項目における各項目の評価は、3、2、1の3段階とする。査読者は各審査項目に3～1の評点を付けるとともに、そのように評価した理由を具体的に記述する。
3. 査読者の判定、ならびに査読者の判定を参照した和文誌編集委員会の判定は、以下の4段階とする。判定に当たり、査読者及び和文誌編集委員会は、A～Dの判定結果とともに、総合評価として判定の理由やコメントを具体的に記述する。
 - A. 修正なしで受理
 - B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）
 - C. 大幅な修正後に再査読
 - D. 掲載不可

査読者及び和文誌編集委員会の総合評価

4. 原稿が「A. 修正なしで受理」の判定を受けるためには、第8項に定める審査項目のすべてが「3」でなければならない。
5. 原稿が「B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）」、または「C. 大幅な修正後に再査読」の判定を受けるためには、第8項に示す審査項目のうち、「1) 審査継続のための条件」に該当する項目のすべてが「2」以上でなければならない。和文誌編集委員会は、判定結果、査読者の総合評価、和文誌編集委員会の総合評価を記載した審査結果報告書を作成し、投稿者に通知して原稿の修正を求める。
6. 原稿が「B. 軽微な修正後に受理（再査読の必要なし）」、または「C. 大幅な修正後に再査読」の判定を受けた場合、投稿者は和文誌編集委員会が作成した審査結果報告書に基づいて修正した原稿と修正対応表を編集部に提出し、和文誌編集委員会に再査読を求めることができる。修正原稿と修正対応表の提出期限は、審査結果報告書の発行日から起算して1か月を原則とする。また、再査読を求めず投稿を取り下げる場合は、書面（電子メールでも可）でその旨を編集部に通知しなければならない。通知期限は、審査

結果報告書の発行日から起算して1か月とする。

7. 再査読において、査読者は修正原稿が指摘事項に対応できているか否かを判断する。再査読の判定では、「C. 大幅な修正後に再査読」を選択することはできない。

8. 審査項目

1) 審査継続のための条件

- (1) 研究課題の背景、社会的または学術的意義、研究の必要性が明確に記述されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (2) 先行研究を適切にレビューした上で、研究課題に新規性が認められるか

判定：3 2 1

判定理由：

- (3) 論文の構成（研究課題、分析方法、分析結果）に飛躍がなく、論理の展開が一貫しているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (4) 理論や分析方法及びデータが適切に選択されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (5) 分析の仮定や限界が研究の価値を著しく損なっていないか。また、その点について必要な説明が明示されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (6) 分析方法、分析結果の双方、またはいずれかに新規性が認められるか

判定：3 2 1

判定理由：

- (7) 分析内容は新規の事例紹介などに留まらず、適切な理論の適用を通じて、社会科学として一般性を有した分析結果が導出されているか

判定：3 2 1

判定理由：

- (8) 内容の理解に必要な用語が適切に説明されるとともに、図表が適切に配置されているか

判定：3 2 1

判定理由：

2) 受理のための条件

- (9) 論文のタイトル、ならびに節や項の見出しは適切か

判定：3 2 1

判定理由：

(10) 要旨には内容が忠実に要約されており、キーワードは適切に選定されているか

判定：3 2 1

判定理由：

(11) 全体が投稿細則に即して記述されているか

判定：3 2 1

判定理由：

(改正)

第7条

この規程の改正は編集委員会において決定し、本会ホームページに公示する。

附則

この規程は2013年4月1日から施行する。

附則

1. この規程は2014年11月1日以降の投稿原稿から適用する。
2. 2014年度大会の大会報告原稿及び『日本農業経済学会論文集』和文原稿については、
なお従前の例による。

附則

この規程は2025年4月1日から施行する。